

○東京藝術大学美術学部卒業・修了作品展運営委員会内規

〔平成23年2月18日〕
制 定

改正 平成25年10月24日 平成27年3月26日
平成28年3月12日

(設置)

第1条 東京藝術大学美術学部教授会規則第7条に基づき、美術学部教授会に、卒業・修了作品展運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 卒業・修了作品展の計画及び運営に関する事。
- (2) その他卒業・修了作品展に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教授会構成員で、日本画、彫刻、建築、美術教育、先端芸術表現、グローバルアートプラクティス、文化財保存学及び大学美術館の区分から選出された者各1人
- (2) 教授会構成員で、油画、工芸及びデザインの区分から選出された者 各2人
- (3) 教授会構成員が前項第1号及び2号の複数の区分に所属する場合、当該教授会構成員は所属するすべての区分から選出されることができる。複数の区分より選出された委員は、当該委員を選出した区分すべての議決権を有するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前条の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 前項の委員長及び副委員長は、第3条に規定する委員の中から選考し、選考方法については、別に定める。

3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会に、専門の事項を審議するために、部会を設けることができる。

(内規の改正)

第8条 この内規の改正は、教授会の審議を経て行う。

(事務)

第9条 委員会の事務は、美術学部教務係で処理する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成23年2月18日から施行する。
- 2 この内規施行の際、現に委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。